

# 袋井市都市計画審議会

## 会議録

情報公開用

開催日 平成23年1月18日(火)

場所 袋井市役所 5階 第一委員会室

【午前9時30分：開会】

**事務局**

おはようございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、袋井市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、委員15名中、13名のご出席をいただいておりますので、都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしております。

本日の審議会は、事前に配付させていただきました資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、私は、司会進行を務めさせていただきます、都市計画課計画係の本多と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2番 市民憲章唱和をお願いします。

(市民憲章唱和)

それでは、審議会の開催にあたりまして、原田市長からご挨拶を申し上げます。

**市長挨拶**

**事務局**

次に、原田会長からご挨拶をお願いいたします。

**会長挨拶**

**事務局**

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため、退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。申し上げます。

それでは、次第に従いまして、会長に議事の進行をお願いいたします。

**会長**

それでは、これより、審議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。す。

まず、袋井市都市計画審議会運営規定第5条第1項の規定にあります、会議録署名人でございますが、議長及び議長が指名した委員1名が、署名をするこ

ととなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

署名人は、学識経験者の中から、早川清志 委員にお願いしたいと思います。  
ご異議ございませんか。

異議なし

## 会長

ご異議がないようですので、会議録署名人は、早川清志 委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、これより審議に入ります。今回は配布された資料のとおり、審議事項3件となっております。

中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）、次に、中遠広域都市計画道路の変更（静岡県決定）、そして、中遠広域都市計画道路の変更（袋井市決定）についての審議でございます。

これらの案件につきましては、資料にあります、本日付けで袋井市長から袋井市都市計画審議会会長あてに諮問・付議がされております。

それでは、はじめに、審議事項 議第1号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）について、議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

（説明）

## 会長

ただいま、審議事項 議第1号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）について、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

## 委員

議案の5頁 変更概要（3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針において、上山梨第三地区等を加えるとあります。今後、上山梨第三土地区画整理事業の中で、公園整備していくことが考えられますが、こうした公園を新たに載せる必要がないか、お伺いしたいと思います。

## 事務局

県の方針としましては、現在、計画が明確になっているものを整備、開発及び保全の方針に載せることになっていると伺っています。

今後、具体的に整備計画が進められていくことが考えられますが、現段階では、明確になったものを載せていくこととなっているため、御了承いただきたいと思います。

## 委員

わかりました。

## 会長

ほかにございませんか。

## 委員

19頁の下水道の整備水準について、袋井市は54%となっています。この部分について、資料編16頁の新旧対照表では、旧の欄に、袋井処理区36%、浅羽処理区60%となっています。

案では、袋井処理区と浅羽処理区を1つにして、袋井市全体54%としていますが、この数値は、都市計画すべての地域を示しているのか、それとも用途地域内だけを示しているのかを教えてくださいたいと思います。

## 事務局

54%の数値は、公共下水道であり、用途地域内を示しています。

## 委員

用途地域内で54%ということですが、市内には、24自治会連合会があります。このうち、浅羽地域に用途地域の定めがない自治会連合会は、いくつあるのでしょうか。

## 事務局

手元に自治会の区割図がないので、明確に申し上げることができませんが、位置的なところで見えていきますと、自治会連合会単位では浅羽北地区、自治会ごとにみていきますと、前のスライドにあります都市計画図に示した用途地域の部分、浅羽、諸井、浅名自治会や浅岡、豊住自治会の一部などが入ると思います。漏れているものや誤りがございましたら、申し訳ありません。

## 委員

ただいまのことは、承知のうえで質問させていただいておりますが、54%の数値は、旧浅羽町全域の下水道の整備目標と捉えられてしまうように思います。

今後、浅羽地域に都市計画税が課税されることとなりますが、このような表記でよろしいかどうかを確認したいと思います。これでは、浅羽地域全体の下水道計画のうち、用途地域と用途地域外が何パーセントあり、それぞれどの程度整備されているのか、把握することができません。

要するに、何が言いたいかというと、用途地域の指定がないところは、都市計画税が課税されても、都市計画道路や公共下水道の整備に充てられません。明確に、用途地域の指定のあるところと、用途地域の指定のないところにわけて、表記してはどうかと思います。

## 事務局

「公共下水道」の言葉の意味としては、広い意味での公共下水道と、都市計画決定された公共下水道区域のみを示す、狭い意味の2つがございます。こうしたことから、内容的に異なる部分がございます。

狭い意味での公共下水道は、都市計画決定された公共下水道区域を示し、概ね用途地域内となります。今回の案では、都市計画決定された区域の目標を定めていく考え方から、地域全体の目標値は、定めておりません。

なお、都市計画決定された区域の周辺部分につきましても、生活環境の改善を図るため、特定環境保全公共下水道があり、整備が進められているところでございます。用途地域外も含めた地域全体、あるいは連合会単位で目標値を設定した場合は、数値が下がることも考えられますが、今回の案については、都市計画決定された公共下水道区域内の整備率を目標としておりますので、御了承いただきたいと思います。

## 委員

旧の計画ですが、袋井処理区が36%で浅羽処理区が60%となっています。一見すると、浅羽地域全体の整備が進んでいると誤解を受けそうですが、用途地域外も含めると、それほどやっていないと思います。案では、袋井処理区と浅羽処理区を合算しておりわからなくなっていますが、本来、都市計画区域は、市全域を示すので、地域全体の目標値を示すべきだと思います。

## 事務局

整備、開発及び保全の方針は、都市計画決定された都市施設について、基本的に定めることとされております。このため、先程、申し上げましたとおり、都市計画決定された公共下水道区域を目標値として定めることとなります。

浅羽地域における用途地域内の整備につきましては、南側から整備を進めてきており、今後、諸井地区を進めていくことになろうかと思っております。そうしたことから、浅羽地域の用途地域内だけをとらえていきますと、かなり整備率が上がることになると思います。

なお、公共下水道については、公共下水道全体計画が定められています。また、生活排水処理の目標については、合併浄化槽の設置を含めたなかで、別に整備目標値を定めております。

公共下水道の2つの言葉の捉え方があり、分かりづらく申し訳ありませんが、今回の案は、都市計画決定されたものについて定め、それ以外の特定環境保全公共下水道などは、扱いが異なり、別事業として整備を進められているものと御理解いただきたいと思います。

## 会長

よろしいでしょうか。

## 委員

はい。

## 会長

これでよろしいでしょうか。ほかにご質問ありませんか。

それでは、ないようですので、ここでお諮りしたいと思います。

議第1号 中遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（静岡県決定）について、この案件について、原案のとおり進めることにご異議ございませんか。

<異議なし>

ありがとうございました。ご異議ないようですので、議第1号につきましては、原案のとおり進められるよう答申いたします。よろしく申し上げます。

**会長**

次に、審議事項 議第2号 中遠広域都市計画道路の変更（静岡県決定）について、議題にしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

**事務局**

（説明）

**会長**

ただいま、事務局より、審議事項 議第2号 中遠広域都市計画道路の変更（静岡県決定）について、説明がありました。

これについて、ご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします  
ご意見ないでしょうか。よろしいでしょうか。

（質疑なし）

それでは、議第2号 中遠広域都市計画道路の変更（静岡県決定）について、  
原案のとおり進めることでご異議ございませんか。

<異議なし>

ありがとうございました。それでは、ご異議ないようですので、これにつき  
ましては、原案のとおり進められるよう答申いたします。

**会長**

次に、審議事項 議第3号 中遠広域都市計画道路の変更（袋井市決定）について、議題とします。

事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

（説明）

**会長**

ただいま、審議事項 議第3号 中遠広域都市計画道路の変更（袋井市決定）  
について、事務局から説明がありました。

この件につきましても、ご質問・ご意見がございましたら、承りたいと思  
います。

## 委員

商工会議所から出席しております、 です。袋井駅南北連絡線、駅自由通路の件でございますが、維持管理費は、行政が負担することになります。今後、どの程度、維持管理費を負担するかについて、教えていただきたいと思えます。

また、駅前周辺の方から聞いている話では、階段の向きが逆ではないか、この案では賛成できないという声が大きいです。行政は、地元の了解をもらったとしています。そのあたりに矛盾があるように感じます。

次に、議案 45 頁附図 6 について、駅南側の広場は、2メートルくらいの盛土がされています。この盛土と駅舎のレベル関係について、説明がされておられません。何のために盛土があるのか、図面はあるのかなど、聞いておりません。もう少し詳しい説明をしてほしいと思えます。

## 事務局

維持費についてでございますが、愛野駅の状況などを勘案しますと、年間で約 1,300 万円程度必要になるかと考えております。

次に、駅自由通路の向きについてでございますが、現在の案では、橋上駅を西側から東側に階段を降りていくようになっています。前回の都市計画審議会において、パワーポイントを使って説明させていただいておりますが、これについては、地元等への説明会などを開催するなかで、検討を行っております。駅自由通路の向きを逆にし、東側にずらした場合は、移転できないJRの電気施設にあたってしまうことから、そうした案では整備できないという判断になりました。また、駅自由通路を北側に向けた場合は、駅広場の機能が損なわれる状況になりますことから、こうした検討を経て、現在の案になっております。

次に、地域への説明についてでございますが、昨年未の春や昨年夏に、商店街組合や地元住民を対象とした説明会を開催させていただいております。

西通りへの人の回遊性が損なわれるのではないかと、ご心配をいただいておりますが、駅前広場などを含めた全体計画の中で、そのような心配にも配慮をしてみたい旨を説明させていただいております。今回、意見書においても、こうした意見が出ておりますことから、誠心誠意、説明させていただいております。

次に、駅舎と駅南口広場の土地の高さの関係でございますが、駅南口広場は、



駅舎と比べると約 1.8m程度の差がございます。この地域は、駅南土地区画整理事業の目標区域となっておりまして、地元組織が区画整理課の推進に向けた取組を行っております。区画整理事業の中で、具体的な宅盤の高さは計画されてまいります。

以前、商工会議所から、この段差を使って南口駅前広場の地下に駐車場をつくる提案をいただいた経過がございます。これについては、施設の整備費用が大きくなってしまふことや、道路が地下に入ってしまうことで、道路両側の土地利用に支障が出てしまうことなどから、なかなか難しいと考え、ご説明をさせていただいております。

### **委員**

地下の利用については、商工会議所が考えたことでございます。時間とお金をかければどちらが得か、といった問題がございます。

それとは別に、雨が降った翌日に、駅に行ったことがありますか。頂部全部に水がたまっています。逆に、土を盛り上げて高くしているため、池のような状態になっています。危険が生じないか、配慮していく必要があります。そして、通路側に水が流れ通行できないのではないか。こうした問題もあり、配慮が必要であると考えます

駅舎の建設費についても、31億円といわれています。このうち、30億9千万が市負担、1千万円がJR負担です。31億円だけを強調するのではなくて、税の使い方を含めて、こうしたことを、広報などで市民に周知する必要があると思います。

### **事務局**

盛土の件につきましては、整備を建設課にお願いしておりますので、状況を伝え、対応していくようにしたいと思います。

次に、駅舎の建設費についてですが、先程、JR負担が1千万円とのことでしたが、改札内のエレベーター等の設置費用の3分の1や、現在の駅舎の減価償却費などにより、JRの負担は5千万円程度になってまいります。建設費に関するPRにつきましては、委員のおっしゃるような配慮をしていきたいと考えます。

## 会長

議案の42頁附図 3をみると、B-B断面に駅の高さが示されており、これに北側と南側で1.5mの差があり、高さ関係が分かります。

## 委員

この位置がどこなのかがよく分かりません。

## 会長

この図からは、現況の北口駅前広場と南口駅前広場との差が、1.5mあることが示されています。

## 事務局

45頁附図 6に示されているB-B断面を見ていただきますと、自由通路の階段を降りた歩道部分の地盤高を基準に示しておりますので、御理解いただきたいと思います。

## 会長

次に、46頁の附図 7をごらんください。ハッチがかかった部分の東側、線路沿いに建物があります。ここが、先程の説明にあった、JRの動かさない電気施設、保安施設になります。

## 事務局

この保安施設は、全国的な運行上の通信施設になるため、手をつけかねる施設になります。移転に莫大な費用がかかるうえ、運行に支障がないように事業を進める考え方から、このような計画案とさせていただきました。

## 会長

ほかにありませんか。

## 委員

確認させていただきたいのですが、駅南北自由通路と駅北広場3,000㎡を新規に追加決定しますが、駅の南口の変更はないのでしょうか。絵を見ると、南口広場の中に駅南北自由通路が入る形になっています。

次に、商工会議所の方からも意見がありましたが、今回の計画は、静岡駅東口のパターンと同じです。清水駅は橋上駅ですが、東西を結び、まっすぐ東口に降りており、人の動線を考えています。

この案では、駅の北口を降りるとき、いったん東側に降りて西側に戻る形に

なります。もう少し、地域の活性化を踏まえ、エレベーターの活用方法について、改善の可能性を考えていく必要があるのかなと思います。例えば、北口を向いてエレベーターに出入りできるようにしたり、片方から入り、片方から抜けられるエレベーターにしたり、また、現在の計画案は1基となっておりますが、これを2基設置することも考えられます。これについては、都市計画決定後、市民の意見を聞きながら検討していただき、改善してほしいなという希望でございます。

### **事務局**

南口駅前広場につきましては、平成19年2月に都市計画決定しておりまして、駅自由通路をそのまま位置づけていくこととなり、変更はございません。

### **委員**

広場として使えない部分があるのなら、変更する必要があるのではないかと思います。機能を損なわないのであれば、ダブル決定もあると思いますが、今回はどうなのでしょう。南口広場の面積の変更は、行わなくてもよいのですか。

### **事務局**

南口駅前広場については、平成19年2月に都市計画決定されています。当時は、駅自由通路を都市計画に定める予定はありませんでしたが、駅自由通路の整備を見込んだうえで、南口駅前広場の都市計画決定をしています。南口駅前広場の面積も、駅自由通路部分を踏まえたうえで算定しております。通常、都市計画道路が交差する場合、交差する部分もそれぞれの都市計画道路の延長に含めて算定しておりますので、南口駅前広場の面積についても、同様の考え方から、駅自由通路の部分も南口駅前広場の面積に含めて、算定を行っています。

### **会長**

エレベーター設置に関して希望が出ていますが、これに対して何かありませんか。

### **事務局**

エレベーターにつきましては、基本的にストレッチャー対応となります。また、防犯等の関係で人が乗っていることが分かるような構造になる旨のお話を、JRからいただいています。なお、人の動きについて、北口の1階部分のエレ

ベーター乗り入れ位置が、今の改札部分の位置になりますので、これを十分利用していただけるよう努めていきたいと思えます。なお、エレベーターは、バリアフリーの基幹施設になりますので、体が不自由な方の利用を基本に考えながら、今後、一般の方の利活用も考えていきたいと思えます。

#### **委員**

バリアフリーの話ですが、キャリーバックを持った若い人も、頻繁にエレベーターを使います。駅の向きの話もありましたが、人の動線を考え、幅広く使えるような、機能を大きくして考えていただくようにすると、みなさんに納得していただけるのではないかと思えます。

#### **会長**

ほかにございませんか。

ないようですので、ここでお諮りいたします。

議第3号 中遠広域都市計画道路の変更（袋井市決定）について、この案件につきましても、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。

< 異議なし >

ご異議ないようですので、議第3につきましても、原案のとおり決定といたします。

#### **会長**

それでは、本日予定をいたしました、審議事項の3件につきましても、すべて終了させていただきます。ありがとうございました。

後の進行は、事務局へお返しいたします。

#### **事務局**

それでは、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。会長におかれましては、会議の進行等、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、袋井市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

【午前 11 時 5 分：閉会】

会議録署名人

印

---

印

---